

文 教 厚 生 建 設 委 員 会
令和 6 年 6 月 24 日 (月)
午前 9 時 28 分開議

議員定数 9 名

出席議員 9 名

堀内 和久	垣内 憲一
板橋 真弓	岡本 喜好
梅本 知江	高本 勝次
岡本 安弘	辻本 勉
土井裕美子	

他に 議長 森下 伸吾

会議に付した事件

1. 議案第 6 号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
2. 議案第 7 号 橋本市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
3. 請願第 4 号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願について
4. 所管事務調査 (市立小中学校の長寿命化改良事業の進捗状況等について)
5. 報告等 (第 3 次橋本市障がい者計画及び第 7 期橋本市障がい福祉計画・第 3 期橋本市障がい児福祉計画の策定について)
6. 報告等 (橋本市国民健康保険第 3 期データヘルス計画の策定について)
7. 報告等 (公園遊具の点検結果と今後の対応について)

説 明 員

副 市 長	小原 秀紀	教 育 長	今田 実
危機管理監	大岡 久子	総合政策部長	井上 稔章
政策企画課長	辻本 真吾	総 務 部 長	中岡 勝則
財 政 課 長	三嶋 信史	消 防 長	永井 智之
経済推進部長	三浦 康広	建 設 部 長	西前 克彦
まちづくり課長	中村 充隆	上下水道部長	堤 健
健康福祉部長	久保 雅裕	福 祉 課 長	犬伏 秀樹
保険年金課長	丸賀 啓史	介護保険課長	小林 義弘
こども課長	萱野 健治	病院事務局長	池之内正行
教 育 部 長	岡 一行	教育総務課長	丸山 恭司

会計管理者 兼井 和彦
選管事務局長 辻本 昌亮

監査事務局長 岩坪 恭子

その他関係職員

職務のため出席した者

事務局次長 笹山 奨
議事調査係長 中井 ユリ

書 記 諸田 泰己

(午前9時28分 開議)

○委員長（堀内和久君）ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより文教厚生建設委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、6月20日の本会議において本委員会に付託された議案第6号、第7号、並びに請願第4号のほか、お手元に配付の事項についてであります。それでは、これより審査に入ります。

1 議案第6号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

2 議案第7号 橋本市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（堀内和久君）議案第6号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について と、議案第7号 橋本市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（萱野健治君）おはようございます。

それでは、議案第6号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について と、議案第7号 橋本市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について については、改正の主旨や内容がほぼ同じであるため、一括して説明させていただきます。議案書は、87ページからとなります。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。まず、1. 本議案に係る条例の改正の主旨についてですが、所得に関わりなく、すべての子どもたちの健康の保持及び増進に寄与し、もって児童の福祉向上を図ることを目的として、乳幼児医療費及び

子ども医療費の支給にかかる所得制限を撤廃するものです。これまで議会の中でもご意見をいただいております、庁内でも議論をしてきましたが、このほど所得制限撤廃の方針が決まり、関係する議案を上程させていただいたものとなります。

次に、2. 所得制限撤廃の時期についてです。撤廃の時期については、本年10月受診分からとしています。関連する議案が可決された後、システム改修や現在受給資格のない対象者への勧奨通知、新規申請の受付、システム入力作業など実施のためには一定の準備期間が必要となりますが、少しでも早く子育て世帯への支援を拡充したいとの思いで準備期間もできるだけ短縮し、10月開始としたものです。また、国による児童手当の改正においても所得制限の撤廃などの改正の時期が同じく10月とされており、これと合わせて市民へ周知を図っていききたいと思います。

次に3. 予算について説明いたします。所得制限の撤廃による医療扶助費の増額見込額は、年額で約2,980万円、今年度は10月から2月診療分の5か月分となるので1,242万円と推計しました。算出方法は表のとおりで、対象者の総数から現在の認定者数とひとり親医療の対象者数を引いて所得制限の対象者数、すなわち所得制限により医療費助成を受けられていない人数を求め、これに令和5年度の実績による一人当たりの医療費を乗じて求めました。この医療扶助費の増額見込額とシステム改修にかかる委託料246万4,000円、郵送料・手数料の役務費15万6,000円を補正予算として計上しました。

以上の所得制限撤廃にかかる条例の改正部分は、両条例とも第3条第1号を削除する部分となっています。

ここまでの、今回の条例改正の主旨となる所得制限撤廃についての説明となります。

次に、その他の改正内容について説明いたします。資料2ページをご覧ください。まず、①職権による措置（転出による喪失処理等）についてですが、これまでも職権

による措置を実施してきましたが、この際明記することとしたものです。改正部分は両条例とも第7条となります。これは、改正前は受給資格等に変更が生じた場合は届け出なければならないとだけ記載していたものですが、届出されなかった場合、特に転出等の場合は届出されないことがまれにあり、そのような場合は職権で資格喪失等の措置を行っていたものをこの際条例に明記したものとします。

次に②です。所得制限の撤廃により受給資格の確認に所得情報は不要となりますが、乳幼児医療については県の補助金を活用している関係から従来どおり所得情報が必要になるため、職権による調査ができる旨を明記するよう改正するものです。改正部分は、乳幼児医療費の支給に関する条例第9条です。これは、県の補助金の対象が所得制限額以内の部分のみとなっていることによるものです。また、両条例とも同じ第9条で「同意を得て」の文言を削除しています。これは、新規申請の際には申請者の方から同意をいただいているのですが、その後家族構成が変わった場合など異動があった場合は本来届出が必要ですが、なかなか届出を出していただけない方もいるのが実情であることを踏まえ、この際削除するものです。なお、同意を取らなくても個人情報保護法上は問題ありません。

次に、同条例施行規則の改正ということで、今回の条例改正に併せて施行規則の改正も行います。議案には含まれませんが併せて説明させていただきます。

③受給者証の更新業務を見直し、これまで1年更新であった受給者証を令和7年8月以後は更新なしで使えるよう改正します。これは、所得制限の撤廃により毎年の所得の確認作業が不要となることを鑑み、事務の効率化とコスト削減を図る観点から更新業務をなくすものです。令和6年度の受給者証は有効期限が令和7年7月末となっていますが、それ以降の受給者証から有効期限を乳幼児医療が6歳に達する年度の3月末、子ども医療が18歳に達する年度の3月

末とし、来年7月に一齐に交付することとします。

以上が、議案第6号及び第7号についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

これより議案第6号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君）おはようございます。

ちょっと加えてお聞きしたいんですけども、通知送られるわけなんですけど、その通知を送られる予定だけちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（堀内和久君）こども課長。

○こども課長（萱野健治君）通知につきましては、現在、所得制限があって、全く申請されていない方には勧奨通知を取ろうということで考えておりまして、これはこの議案が議決された後速やかに準備をして、7月中には勧奨通知を送りたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（堀内和久君）高本委員よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について 採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第7号 橋本市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

3 請願第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願について

○委員長（堀内和久君） 次に、請願の審査に入ります。

請願第4号の紹介議員は、阪本議員であります。

お諮りいたします。

本請願の審査にあたり会議規則第142条第1項の規定により紹介議員の阪本議員の本委員会への出席を求めることといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ご異議がありませんので、そのように決しました。

これより、請願第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願についてを議題といたします。

それでは、請願紹介議員より請願理由等について説明願います。

阪本議員。もう座ってで結構でございます。

○紹介議員（阪本久代君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

請願書を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書。訪問介護事業所がなくなれば、住み慣れた家で暮らしていけない。親を介護施設に入れざるを得ない。

3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに、怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は、介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護は特に人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、

その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。

今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のため、報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより、厚生労働省は、職員のベースアップを24年度につき約7,500円、25年度につき約6,000円と見込みます。しかし、財源の根拠が不明確で、ベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、下記事項につき地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくようお願いいたします。

請願項目は、訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことです。

全国的にも、介護事業所が減っています。厚生労働省は、微増してるって言ってるんですけども、実際にこの廃業したところは調査していないんです。廃業しても、新規が増えるから微増してるんですけども、実際に都市部だけじゃなくて、地方の方でもかなり介護事業所が減ってきて、しかも転々とある場合は、ヘルパーさんが自分でこの交通費を負担していかなあかんとかいろんな問題があります。で、この事業所が減るということは、訪問介護のサービスを受けたくても受けられないっていう方が増えてくるっていうことにつながっています。またヘルパーさんのほうも、高齢化してるって言いますか、なかなか若い人に来てもらえなくて、もう事業所そのものがそのことで続けられるかどうかという問題が出ています。で、衆議院の厚生労働委員会でも、6月5日に介護障害福祉事業者の処遇改善に関する決議っていうのを、全会一致で議決しています。

是非ともこの今回の請願に賛同していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君）おはようございます。よろしくお願いいたします。

厚生労働省のほうで、要はベースアップの方をやりますよって言うのに対して、要は今回はこの請願は、介護報酬引き上げで事業者側のしっかり収入をふやしてくださいねっていうのは内容だと思うんですけども。これ僕、介護事業所に実際勤めてたからわかるんですけども、介護報酬が上がって事業所が上がったからといって、職員の給与が上がるっていうのは限らないんですねこれ。言ったら、給料決めるのは事業者なんで。それを担保するのに、事業所の職員のベースアップを法定であげなさいってのは厚生労働省でやってる話なので、その経営の話になってくるのかなと思うんですけども。これ、介護報酬当然上げれば、その原資っていうのは介護保険なので、これ。今これ報酬を上げるっていうことを求めるっていうことは、介護保険料が上がることに対しては一定の理解があるという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（堀内和久君）阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君）報酬も上がっても介護保険料上がってくるし、介護の利用が増えても、介護保険料上がってくるという、今の仕組みそのものを変えない限り、その問題はありますけれども、とにかく介護事業所が成り立たなくなると、廃業したら、結局はこの介護を受ける人の不利益になるっていうところへんから、介護保険料が上がることは望みませんけれども、今はそういう仕組みになってますので、そのことはまた別の問題だというふうに考えています。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）これ別なんじゃなくて、要は、原資と使う先の話の連動してるものなので。いや、集めるお金は少なくし

なさい、出すお金をふやしなさいって言ったら絶対これ赤字になるじゃないですか。なんか言ってることが論理的におかしいっていう話で、いやそれを埋めるのを全部、その税金でやってくれっていう話なら別なんですけど。

この話だけはわかるんですけどね。一方で、介護保険料引き下げしてくださいって言うことを言って、一方で、今度は報酬を上げなさいっていうことは、これは論理的におかしいという話をさせていただいてるんですけども。

○委員長（堀内和久君） 暫時休憩いたします。

(午前 9 時 46 分休憩)

(午前 9 時 48 分再開)

○委員長（堀内和久君） 再開いたします。

説明を求めます。

阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） ただ、こここのところの請願の中にも書いてるけど、国の方も要するに、職員のベースアップは入れたんですよね。でも、この介護、要するに、介護報酬っていうかその介護保険の点数下げたために、結局それは穴埋めにもならない。結局赤字になるっていうのが現状だっていうことが、今ここの請願の中に書いてあります。

言われるのはわかるんです。一方あげたらこっちも上がるしってそれでどうなのっていう話ですよ。でも今の仕組みがそうなるから、現状ではそれは仕方がないことだと思います。

○委員長（堀内和久君） ほかに。

土井委員。

○委員（土井裕美子君） おはようございます。ちょっと当局の方にお尋ねしたいんですけれども。

いま、本市における訪問介護事業所の現状っていうのはどのようになっているのか、いくつあって、減ってるのか増えてるのか

とかそういうことはちょっと教えていただけますか。調査されてますか。

○委員長（堀内和久君） 介護保険課長。

○介護保険課長（小林義弘君） おはようございます。お答えいたします。

訪問介護事業所は県の所管ですので、県の一覧を見てというふうな形にはなるんですけども、現 30 事業所というふうなところで、推移しておるんですが、この数が最近減ってきたというふうなこととかもポツと増えてきておるというふうなところも、今のところはございません。

ただ、その中でも訪問介護事業所といいますのは小規模な事業所が多くございますので、どこの事業所さんもなかなか経営努力をしながら頑張っておられるというふうなところが実情であると考えております。

○委員長（堀内和久君） 土井委員。

○委員（土井裕美子君） そうしますと県の管轄っていうことですから、そのような事業所さんからとか、それから現場のヘルパーさんからのこの件に関してのご意見っていうか、何かお声っていうのは届いているのでしょうか。

○委員長（堀内和久君） 介護保険課長。

○介護保険課長（小林義弘君） ヘルパーさんそのものが、当課の方にお越しになったりとかお電話くださったりというふうなことはないんですけれども、やはりある事業所さんの方にお話を聞きますと、相当苦しい、もうほとんど黒が出ない、何とかすれすれでやっておるんで、また当然この話は人材確保にも絡むんですけれども、人材の方も高齢者の方どころかもう日本人の方がまず来てくれない。最近だと外人の方ばかり雇ってるっていうふうなところも。これ訪問事業所に限らない話なんですけども、そういったお声も聞かれますので、本当に大変な現状であると考えております。

○委員長（堀内和久君） ほかにありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本安弘君） 請願者にお伺いするんですけど今事業所の話もされとったんで

すけど、僕も在宅で、お宅の方に訪問を行って人間として、おっしゃることは十分わかるんですけど、そんな中で今も課長の方からもお話あったように、厳しい状況であるというふうにわかってます。その辺、もう橋本事業所の方との連携というか、そういうお話しいも聞いた上で、今上げていただいておりますのかな。ていうところをちょっと一点お伺いいたします。

○委員長（堀内和久君） 阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） 伊都橋本社会保障協議会の方で、事業所に向けてアンケート調査もやっております。返信はそんなにないんですけども、返信のあったところではやっぱり同じような、今の実情というか現状が大変だという声とかもいただきますし、橋本市ではないんですけども、この送ったけれども、要するに返ってきた、もう廃業してないのかなっていうのが、かつらぎ町の方では2か所ほどありました。

以上です。

○委員長（堀内和久君） 岡本委員。

○委員（岡本安弘君） 人材不足もね、十分わかりますし、賃金だけで人材が集まるものでもないんですけど、そうしたときに請願、アンケートも出していただいている中で、そしたらそういう人と一緒に連携してこういう上げてくるっていうのか、今1つの団体さんだけであがってきてるんですけど、それよりもさらにそういう事業者さんとか、そういう方々の声も聞いていただいているのであれば、やっぱり一緒に上げていくべきではないのかなと思うんです。

特に事業所がしんどいっていうのがあればそういうのも十分わかるんで。やっぱり当事者の声をもっと前に出すべき違うのかなと。この日本婦人の会さんってのはどういう活動されてるのか僕はわかりませんですけど、やっぱりそういう橋本市の施設の連絡協議会がありますし、介護保険の連絡協議会もあるんで、そういうところの名前を前面に出して、やっぱり国に求めないと、やっぱりその、どうでしょう、本気度って言うのか、ほんまに変えて欲しいんやって

というのが見にくいんじゃないかなと思うんで、その辺そういうところと積極的に連携取れてないんじゃないかなと思うんで、その辺はいかがですか。

○委員長（堀内和久君） 阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） もう、橋本伊都社会保障推進協議会の方では実際に事業者さんと懇談を持ったりとかもしてますけれども、でも、いろいろな事情があって、表に出せないということがありますので、全然、勝手にこういう請願上げてるわけではないんです。いろいろな声を集めて上げてきてるんです。それを、他の実際にやっている事業所と連携してないんじゃないかな。いろいろ、事業者さんの中にはいろんな考え方もあると思うので、またどちらかというと、小さいとこつぶれて、大きいとこに吸収されていってるといのが、ということもありますのでね、今回この2つの団体ですよ、出してるのは。だから、全体の声ではないということには当たらないというふうに。いろんなところと連携する、連携してやっていくのはそのとおりだと思うんですけど、でもこの請願が2つの団体からしか出してないから、それは全体を表してにはならないん違うかという指摘は当たらないのではないかなというふうに思います。

○委員長（堀内和久君） 岡本委員。

○委員（岡本安弘君） 連携を取っていただいていると思うんですよ。この2つの団体さんから出てるから、どこどこじゃなくて、やっぱ本当に介護事業所がなくなってしまうと困るわけじゃないですか。そういうところの団体差があるので、そういうところからも出してくるべきじゃないのかなっていうふうに思って、当事者の方がね、実際のところ。この2つから出てるから、いいとか悪いとかじゃないんですけど、出していただいても大丈夫なんですけれども、実際本当に困ってる人の声も聞いていただいているわけじゃないですか。

そういうところの団体からも一緒に、なんで出さないのかなっていうふうに思うんでいろいろ考え方あるということおっしゃ

っていただいたんですけれども、でも実際、本当に困ってる人が、名前を挙げることによって、伝わり方っていうか、受けとめ方も全然違うのかなというふうに思うんですよ。

そういう人をねやっぱりもっと巻き込んで大きくっていうか、そういう人らも当事者も巻き込みながら出していくべきじゃないのかなっていうふうな、問いだったんで、その辺は2つが出てくるから、全然足りてないとかそんなんじゃないんですけど、そういうところももっとして欲しかったなっていうふうに思うんですけどいかがですか。

○委員長（堀内和久君） 阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） なかなかたくさんの方、その当事者の団体の方とも、一緒になってということにはなってませんけれども、それは一番理想やと思いますけどね。何ていうかなでも、そういう言い方していったら、請願権を認めないっていうことになりませんか。

請願は誰でもできるわけですから、その請願者が、そういう人の声も合わせて出してるっていうふうに考えていただけたらいいと思います。

○委員長（堀内和久君） よろしいですか。

辻本委員。

○委員（辻本 勉君） 最近橋本市もなんか、訪問介護の車よく見て、増えてきとるのかなあという気はするんですけど、これからね、これは昨年も言ってたけどこれからもう訪問看護とか訪問介護っちゅうのはね、ものすごい重要性が増してくるっていうかな、思うんですよ。少子化になってきとるし少子高齢化で、なってきとるんでね。請願の趣旨はわかるんですけども、もっと市議会の文教厚生建設委員会としてね、そういう事業をやはり国に責任持ってやってもらわなアカンので、この請願というその部分小さい、小さいというところ怒られるけども、その1点をとらまえんと、もっと大きな部分で国に対して、市議会としてね、僕は出していった方がええんかなと思うんです。

趣旨は十分理解できるんですよ。できるけども、本来の訪問看護・訪問介護っちゅうのは、どうしていくんだ、ちゃんとやっていかなアカンのでそのためには、国の政策をどうしていかんのかっていうね、従事者の賃金の問題もあるし、事業者のね、経営の問題もあるんでね、そんなを含めた中で全体で大きな部分で僕は、国に対して要求をしていくべきかなと思うんですけど。

○委員長（堀内和久君） 答弁求めますか。

阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） 介護報酬って3年に1度なんですよね。変わったばかりなんです。変わったばかりで、今すぐ変えて欲しいというのがこの請願の趣旨なんです。

だから、ゆっくり全体じゃなくって、今すぐこのなんちゅうかな、今回の引き下げを撤回してほしいというのが請願の趣旨ですので、ゆっくりというわけにはいかないんです。この請願の趣旨で言うよね。

以上です。

○委員長（堀内和久君） ほかにありませんか。

垣内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君） ほんまに、阪本さんがおっしゃってるこの請願の中身っていうのはね、理解はできるんですけど、先ほど阪本さんから話聞かしてもらってる中でね、これ決めてるのはもう国が決めてやってるんですけども、人件費とかそんなんはやっぱ企業努力とか人集めるとかもうそこは企業努力になってくると思うし、大手さんに小isanとこから吸収されるっていうのは、これももう今もそういうふうになってきてますよね、大概。もう我々携わってもろとる物流もそうですし、うちの会社っていうのも、そういう介護の会社もやってるんで、いろんなところを吸収して、会社を大きくしているっていうか、サービスの提供を良いようにできるように、そういう企業努力やってますわ。

だから何て言うんすか。だから、今ここに書いてある阪本さんのおっしゃることが、

そうじゃないって言うたらええんか。そういう、やっぱり企業努力とか、そんなもう僕は必要やと思うんでね。一概にこれを出したさかいにっていうんじゃないしに、やっぱり会社としても努力する必要があるんじゃないかっていうのが、私は思うんですけども。

○委員長（堀内和久君） 阪本議員

○紹介議員（阪本久代君） 小さいところ、零細のところは企業努力したけども限界やということですよ。そういうことに対して垣内副委員長は、要するに大きいところに入ってしまったらええんちゃうかっていうふうにおっしゃってるようにしか聞こえないんですけど、そうじゃなくて、やっぱり小さいところもそれぞれにいろいろ努力をされて、地域との繋がりその利用者さんとの繋がり、いろいろあって、ある程度中でやってるんです。でも、大きいところはどちらかというと、効率のいいところは行くけど、この距離のあるところは断ったりっていうことが起こってるんです。

だから、そういう本当に、僻地にも言ってくれる事業所残すってことが一番大事になると思うので、その小さいところは、企業努力してないっていうことではなく、やってるけれども限界なんだっていうところをわかって欲しいんです。

○委員長（堀内和久君） 垣内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君） 僕その努力してないとか、そんなことは思ってもないしね。大きい会社だからこそこできることっていうのもあると思うんでね。小さいながらもやっぱりネットワークとかそういう繋がってるっていうのはね、できる。大手さんにはできへんこともあると思うけども。だけど厳しいっていうのは、そこはもうね、やっぱり経営者として、それをなんかクリアしていくっていうのが経営者の考えらなあかんことやって僕は思うんです。決して僕は、小さいところが大きいところに吸収されたらええとか思ってもないし、小さいところが努力してないっていうことも全く思っていないです。

もうその中で、どうかやっぱりそういった、いいサービスをしながらでも、会社としてやっていけるような努力っていうのは限界かわからへんけども、それをやっぱりやっていくっていうのがやっぱり経営者の考え方だと思うんで。そこはちょっと誤解せんといってください。

○委員長（堀内和久君） 委員長より申し上げます。

私もあまり人のこと言えないんですけども、請願を上げるか否かの趣旨では、私が申し上げる立場にないんですけども。そういった議論でいきましょう。

ほかに質疑する方、高本委員。

○委員（高本勝次君） 私調べたことで申し上げて、それがそのとおりだというふうになればいいんですけど、確認してるのにね、1つはね、全国にね、介護事業所数の中で3万6千あるんですって。3万6千。約3万6千で、そのうちで8,648ヶ所がもうなくなってしまったと。これ2019年から5年間の間に調査した報告を調べたんですけども。

だからこれかなりの減少になってることだね、現実やっぱりそれだけなくなってきたのが実際に、特にね書いてましたけどね、中山間部、そういうところね、余計になくなっていったらしいんです。

だから、記事見たんですけどね、そこで見たら、20キロも離れたところまでね、その事業所から行ってる。ほっとかれへんから行ってるってこともありました。なくなってる関係だね。そういうことを続けてるっていうことが問題だと思いますんで、またもう1つね、和歌山県でこの間5年間の間に、訪問介護事業所が約31、この5年間でなくなってるという実態があるんですね。だからそういったこともやっぱりほっとけないと思いますしね。

そういう意味でやっぱり事業所がどんどん、今の状況では減るばかりで、22年度から比べたら4割もなくなってるということだね。

それでね、やっぱこれを何とか支援していかなあかんということでもありますし。先

ほど紹介議員言ってくださったように、厚生労働省のがこの厚労委員会でね、全会一致で、すべての党が一致してね、ある意味おかしいなと思うんやけどね、もっとこれおかしいこと決めてんのに、全会一致でなったっていう、どうもおかしなことなんですけど、実際には全会一致でね、これを決めた後に、これ決めたんだけど、やっぱりこれあかんってことになったんですよ。

やっぱりその困ってる事業所やそういう人たちがおられるからね、もうこういう形でひっくり返ってね、こういう形になったんでね、やっぱそれをやっぱ、結局、それぞれの自治体から同じように声を上げていくことがすごく大事ななと思ってますんでね。

そういう意味でやっぱりそういう取り計らいを、やっぱりこの委員会としてもやっていかなあかなというにすごく私は感じてますんで、一言。

○委員長（堀内和久君） 答弁はいいですね。ほかに質疑ありませんか。

土井委員。

○委員（土井裕美子君） 請願趣旨の下の方にですね、これを厚労省としたら、今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしてはるけれども、それが確実に実行される根拠はないと。だから、介護人材の確保はますます困難になるだけですよと、予測、予想されてるわけですよ。

これがもし、確実に実行されて引き上げられたとしても、この請願の項目にある、いやいや、やっぱり介護費は引き下げんと、なおかつそのベースアップを、再改定ってことは、もっとそれ以上に上げろっていうそういう趣旨なんですか。

○委員長（堀内和久君） 阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） ちょっと待ってくださいね。今回の引き下げがちょっと。すみません。

身体介護や、生活援助などの訪問介護の基本報酬が2から3%引き下げられたんですよ、今回の報酬改定で。それを撤回してと

いうことを言ってるんです。これの2～3%引き下げた、元に戻せ、引き下げ撤回なんで、だから元に戻せっていうことを言ってるんです。そのことによって、引き下げた計算よりも、元に戻した方が介護報酬が増えるっていうことには、なりますけれども、そういうこと。

○委員長（堀内和久君） 土井委員。

○委員（土井裕美子君） それはその引き上げ、引き下げはわかりますよね。その介護報酬引き上げの再改定っていう部分で、この政府が出してる、厚労省が出してる。0.98%を引き上げることの、まだ、なおかつ再改定して、引き上げろっていう、言ってるのかどうかっていうのがちょっと、この辺ではよくわからへんけど。再改定っていう意味がね、すみません勉強不足で私もわからへんのですよ。

○委員長（堀内和久君） 阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） すみません。

この何%上げるとかそういうことではないんだけど、下げられたことによって、ぎりぎりのところが、余計ぎりぎりになると、元に戻せっていうことと、そもそもいろいろ、このベースアップの分とかも入ってるけれども、実際の事業所の声としては、下げられた部分があるから、1回下げられて報酬計算したら、国から入ったものを入れてもうまく、要するに、赤字だっていうことがあってこの最初の部分なんですけど、この再改定というのは、さらに言うたらやっぱり、今その元に戻してもらっても、経営が成り立たないから、もうちょっと上げて欲しいということになるんだけど、何%っちゅうとこまではちょっと、わからない。そこまでははっきりとは。言っていない。

○委員長（堀内和久君） ちょっと待ってください。暫時休憩いたします。

（午前10時10分休憩）

（午前10時12分再開）

○委員長（堀内和久君） 再開いたします。

高本委員。

○委員（高本勝次君） 今、土井委員から疑問が出されたけど、私は直接ね、ヘルパーされてる方から聞いてます。その声っていうのはね、結局、時間が短くなってる介護サービスする時間、短くされてるんですよ制度の関係で、そしたらねものすごくしんどいめしてると、ということが言われてました。

実際に限られた時間で介護サービスやってるんですけども、大変困ってるということだね、その方おっしゃるのね、事業所に入ってくるお金が増えても、それがね、事業所の結局それぞれ事業所で、ヘルパーさんの賃金って言ったらいいかそれをね、決めている関係でね、それぞれ違うんですよ。全然上がってない。自分には回ってこないということだね。

だから、事業所の運営の仕方がいろいろあるんでしょうけども、そういう形でね実態はそのことが起こってるって言ってました。だから、かなり厳しいんですよっていうふうな話聞いてます。

○委員長（堀内和久君） ほかにありませんか。

土井委員。

○委員（土井裕美子君） 先ほどの続きなんですけど、この0.98%引き上げるのが確実にもし実行されるとしたら、どうなんでしょう。それでももっと引き上げろっていう、そういうことなんですかね。

○委員長（堀内和久君） 阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） ちょっと私もここんところきっちり理解してなかったところはあるんですけど、引き下げ撤回っていうのと、介護報酬引き下げを撤回するっていうことは、介護報酬を上げるっちゃうことなんですよ。

もう1回変えてしてあるから、そのことで、本当やったら3年後になるのを今、再改定してほしいっていうことになるんです。その引き上げの再改定で、引き下げた分以上に上げて欲しい。ここは気持ちとして多分、あると思うんですけど。それはそれで。

この財源、0.98%の引き上げの財源がはっきりしない。でもこれだけ上げたとしても多分ヘルパーさんの人件費が大幅に上がるっちゃうことは、ここには一応、国の方は、月7,500円とか、月6,000円とかって書いてあるけど、これだけ上がったからって言って、ヘルパーさんの人件費が大幅に上がったってということにはならないと思うんです実際のところはね。もう生活できるだけの報酬が欲しいってことだったらもっともっと上げろってことになるけど、でも今、そこまでは言ってないと思うんです。

○委員長（堀内和久君） ほかにありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君） 紹介議員の方をお願いします。

これね多分ね、言わんとすることすごく僕もわかって、さっき遠いところ行くっていう、ほんであと老人ホームに行ったら隣の家行っても同じ介護報酬もらっていきけるっていうね、その差がすごく大きいのがすごくわかるんで。

ですけど、ただこれをもし通して実際にそれが制度化されるとね、さっき言われたね、効率のいい事業者はもっと儲かるんですよ。効率悪いところは、ちょっとだけ儲かるんですよ。ってことは格差が開くんですよ。事業所において。だから僕は、もし言わんとすることをやりたいんだったらこの請願じゃなくって、その大規模っていうか、老人ホームとか、そういう効率のいい集合的にその老人介護をしてるところで、1軒1軒を訪問介護扱いするんじゃないかって、本当にその車で移動しなくちゃいけないとか、そういうところに対して、時間も経費も実際かかってるところに対して、そういう、より手厚い処遇にしようという請願にした方が僕はいいとは思いますがどうでしょうか。

○委員長（堀内和久君） 阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） これは、請願者がこういう形で出してるわけですから、これはこれ、ということになります。

○委員長（堀内和久君）ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）暫時休憩いたします。

（午前 10 時 17 分休憩）

（午前 10 時 21 分再開）

○委員長（堀内和久君）再開いたします。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君）そしたら、いろいろ意見、聞かせていただいて、本当に紹介議員おっしゃってるようにこれは緊急な問題です。それで厚労委員会でも全会一致で決まったわけで、やっぱり何とか変えていこうというふうに国の方も動いてるわけだね。だからそういう意味で思います。

一応書いてますのでとりあえず今聞いてください。

2019 年から 2023 年の 5 年間で全国 3 万 6,000 ヶ所あった訪問介護事業所が、8,648 ヶ所なくなったということで、過去 3 年間の間に訪問介護事業所が全くなかった。全くなつたんですね、全くなかった町村あるんです。それが 97 町村です。事業所がたった 1 つになってしまったところもあります。それは 269 市町村ということになっております。実態は。先ほど言いました和歌山県では 5 年間で介護事業所が 131 事業所なくなってしまうということで、国は 2000 年度からスタートしたんですけれども、介護事業の方も基本方針を低く抑えてずっと低く抑えてきたという経過があります。その結果、22 年度で 4 割近くの事業所が赤字となっているのが実態ということで言われています。

それで請願書で訴えてますように訪問介護は特に人手不足が深刻です。

長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも、全産業平均の月 6 万円も下回っているというのが実態です。ヘルパーの有効求人倍率は、22 年度で 15.5 ということで、すごく辞める方が多いから高いっちゃうことですね。

先ほど言いましたけど私の知人で、ヘルパーの仕事を長年されてる方は聞いたんですけども、実態聞きました。限られた短い時間で訪問介護をしてる、本当に大変だとおっしゃっていました。

体力が要るし非常に疲れてもう本当に大変だとおっしゃっておいりました。

介護報酬の引き下げは納得できませんというような声もその方もおっしゃってまして。

もうこういう請願出されてる訪問介護費の引き下げの撤回と、介護報酬の引き上げ再改定も早急にやって欲しいということで、私も同意しますんで、賛成したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（堀内和久君）ほかに討論する方ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本安弘君）反対の立場でおっしゃることは重々わかります。

○委員長（堀内和久君）討論なんで立ってください。

○委員（岡本安弘君）すみません。おっしゃることは重々わかるんですけれども、先ほどもおっしゃったように、全体的に今上がると、これを上げると、ある程度収入があるところも同じように上がるということであるならば、これをそのまま出すよりは、一律の介護区分なんかもしっかり見なおした中で、本当に困っているところを救済できるような形で、国に要望していく必要があるのではないのかなというふうに思うわけです。

今のまま全体的に上げてしまうと、結局また、そこそこ収入があるところはまたさらに上がるし、本来、困ってるところは助けられるかもわからないですけど、そこをも

っと手厚くする必要があると思うので、しっかりと介護区分なんかも見直しするように国も、そういう別の意味でも要望していく必要があるのではないのかなと思うので、この請願そのものに関しては反対させていただきます。

○委員長（堀内和久君） ほかに討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願 を採決いたします。

本件は、採決すべきもと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（堀内和久君） 起立少数であります。

よって、請願第4号は、不採択とすべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と副委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ご異議がありませんので、私と副委員長において作成いたします。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時27分休憩）

（午前10時39分再開）

○委員長（堀内和久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4 所管事務調査（市立小中学校の長寿命化改良事業の進捗状況等について）

○委員長（堀内和久君） 次に、市立小中学校の長寿命化改良事業の進捗状況等について 所管事務調査を行います。

調査の理由、目的については、市立小中学校の長寿命化改良事業についての基本となる計画とそれに基づく進捗状況、及び今後の取組予定について調査を行うものであります。

本調査に関し、当局より関係資料の提出がありますので、提出資料等について、当局より説明願います。

教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君） よろしくお願ひします。

それでは、市立小中学校の長寿命化改良事業の進捗状況等についての所管事務調査に対する説明をさせていただきます。

本市では、平成30年8月に橋本市学校施設長寿命化計画を策定し、令和4年5月に計画期間を令和40年までの40年間に変更する等の改訂を行っています。

対象施設は、計画策定時点では、全小学校、中学校になっております。

内容は資料に記載のとおりですが、長寿命化の改良工事としまして、1校あたり校舎は3年間、屋内運動場は2年間で実施としています。これは本市が3階建ての学校が多く、夏休みなど限られた工事期間で1フロアずつ実施していく計画で3年間としています。屋内運動場につきましては外部、内部で2年間としています。

長寿命化の改修なんですけども、これは老朽化した建物について物理的な不具合を直し、建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在求められている水準まで引き上げる改修としています。

長寿命化のイメージ図がありますが、竣工から20年経過後に大規模改造（予防保全的な改修）をし、40年経過後に長寿命化改修を、60年経過後に大規模改造（予防保全的な改修）を実施することによって、建物を良い状態に保ち、70～80年間使用することが可能にしていくものです。

資料1枚めくっていただきまして、令和6年度時点の進捗状況でございます。まず一点目の大規模改修事業なんですけども、まず、令和4年度末で廃止されました大規模改修事業（老朽）のメニューを使いまして、高野口小学校・隅田小学校・学文路小学校の改修を行っております。また、長寿命化改良事業のメニューを使いまして応其小学校・西部小学校・城山小学校を実施しており、今年度から隅田中学校を実施していく予定になっております。

また二点目としまして、耐震補強は全ての学校について施工済となっております。

三点目、トイレの洋式化、乾式化につきましては、高野口小学校を除きまして、平成31年度から実施しております、令和6年度で施工予定箇所については完了予定となっております。

四点目の空調整備については、小中学校の普通教室は平成31年度に完了済でございます、特別教室は令和5年から順次施工中となっております。LED化につきましても、令和5年から順次施工中となっております。

資料最後の表になりますけども、この表が全体的な改修を計画予定となっております。縦軸に学校名を記載しております。横に向けて施設の分類、棟番号、建築年月を記載しております。平成31年度の時点での経過年数がそれぞれ記載しており、令和6年度を青色で、築40年からはクリーム色と言いましょうか黄色の色で着色しているところとなっております。赤の枠で書いたところ長寿命化の事業の予定でございます。長寿命化事業を20年を経過後に緑枠の予防保全改修を予定しております。80年経過後には多くの改築、いわゆる建て替えを予定しているところであります。

なお、高野口小学校は国の重要文化財のため、20年ごとに予防保全改修を継続する予定です。また高野口中学校は令和6年度に耐力度調査を実施し、調査結果により改築か長寿命化改修かの方針を決定していくこととします。

この表の中で、特にブルーの令和6年度以降をご覧くださいとわかりますように、この先40年を迎える学校が増えてまいります。今年度から建築の技術職員が所属することになりまして、業務効率は向上しておりますけども、現時点ではこのような計画という形でしております。なかなか40年経過してもすぐ着手できない状況とはなっておりますけども、このような傾向で今のところはしているところでございます。

簡単ですけども説明は以上となります。

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

当局提出の資料に対し、また、本調査事項に関し質問等ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君）ありがとうございます。これに絡んでですね、今現在進めている適正規模適正配置、これが今年度の末、3月に計画されて、統廃合決定した時点で、これは清水、境原、柱本、恋野については、今計画にあるこの長寿命化工事っていうのはすべて中止になる、こういう認識でよろしいでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）左様でございます。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）では、ちょっと中学校について確認したいんですけども、中学校も3学級にすることが望ましいという、おそらく答申が出た中で、今、生徒数を確認したときに、今、どの中学校というのは言わないんですけども、おそらく一番少ない中学校が統廃合になる可能性が高いんだろということになるんですけども、高野口中学校以外は、外壁工事なり長寿命化工事が入る形になるんですけども、5年後以降ですかね。あと5年後以降にもう一度確認するっていう計画改定するかしないかっていうふうになると思うんですけど。これ全部外壁工事なり長寿命化やってしまったときに、5年後にもう一度確認、見直すよって言ったときに、学文路小学校

みたい、すでに大規模改修とかそういう塗装とか、いろんな工事をやってしまったんでそれを継続しますっていう形になるのか。逆にこれ、今、将来を見越してすでに5年後に中学校入ってくる子供の数なんて決まってるんですから、それを見越して、ある長寿命化工事を止めて、統廃合の方も動きます、そういうような検討をします、そういう議論はなされるのでしょうか。

○委員長（堀内和久君） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君） 現在の第2期の適正規模適正配置の基本方針につきましては、中学校については今のところを対象になっておりませんので、また、その後、次期の方針といいたいまいしょうか、次の方針の中で、適正規模適正配置で検討する形になるかと思えます。この長寿命化につきましては、今のところはこの計画に基づいて、取り組んでいくというようなことになるかと思えます。

○委員長（堀内和久君） ほかに。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君） これすみません、比較論というか、例えば恋野小学校と隅田小学校これ比べたときに、恋野小学校は平成元年に建てられて、40年も経たない、言ったら新しい校舎なわけですね。一方、隅田小学校は、もう50年をたって、55年目ぐらいになるんすかね。になったときに、これどちらを校舎として使ったほうがいいのかっていう議論っていうのは、あろうかと思うんですけども、その辺っていうのはどう考えですか。

40年に1度の長寿命化工事と、その20年に1度、20年と40年、60年とかにある予防保全のための工事、これの工事費ってどれぐらいの見積もりというか、何倍ぐらいかかるとかってわかりますでしょうか。

○委員長（堀内和久君） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君） ちょっと予防保全につきましてはちょっと今手元にはないんですけども、長寿命化でやりますと、これまでのやったものにつきましては6億、7億というような形の全事業費がかかって

まいります。そこまでいかないにしても数億円規模のものはかかってくるかなと思います。

○委員長（堀内和久君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） 資料で過去5年、今令和6年なんで過去5年の分も書いてくれてないけど、さらに5年前も知りたかったなっちゅうのはこれ1つですね、この辺から6年7年ぐらい前から、今令和6年なんで、その辺から何かはずれてきとるっていうことと、それに対しては答弁はいいです。中学校の高野口中学校をまずお伺いするんですけども、令和6年からこれから耐力度調査とかいろいろ、こないだからどっか視察に行ったり、何か根拠の裏付けの勉強しにとると思うんですけども、何やってんのっていう話なんです。はっきり言うて。危険でしょ、境原小学校が統廃合の理由で、危険度がどうのこうのっていうのに、高野口中学校は安心安全かとか、あんなけ天井落ちてどうのこうので、令和6年から調査なんですか。

同僚議員はもっと何年も何年も前から一般質問しとるし、委員会で喧々譁々やっとなって、この人の生命・財産と同じぐらい教員と子供の落下物であったりとか、外壁や屋根なんかよりも、天井とか壁が落下してきて、子供と教員がけがしたら、あなた方どう責任とんのっていう話。

こんなもう令和の時代の前からの話で、これようこんな6年からって正直に書いてるから偉いと思いますけど、この辺の責任ってどないなってるの。

○副委員長（垣内憲一君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） 確かに、上から落ちてくるものに関しては、非常に危険度がありますので、もう今のタイミングになったんですけども、令和6年度からその耐力度調査ということで動いてます。

責任ということになりますと、これも施設の管理する者になります。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） きちんと責任取ってくださいね。

この間から本委員会ではいろんな議論、適正規模適正配置の一般質問の同僚議員たちの質疑の答弁を聞いてると、災害あって、危機的状況とか災害のときは、学校には警報出たら登校しなくていいんで、ソフト対応やどうのこうのとか、ほんで今後は統廃合するにあたってはハード対応って、調子のいいこと言っちゃってくれちゃって、言葉すみません。言っていただいとると思うんですけども、ここには、危ないから、もう教室とか体育館とか廊下、玄関、危ないから、ここに入っては駄目ですよって教育委員会の人誰ひとり言わないの。

自分の子供が通とったり自分の近い人通ったら、どう思いますかっていうことを考えるのが、行政の仕事とちゃうんですか。今、あの子ら通わせていいんですか。逆ですよ。災害のときはコントロールできるって、災害ないときもあるときも、何がどない落ちてくるかわかんないですよ。

耐力度調査とか建て替えの調査なんかは後の話であって、今どうするかっていう議論できてないのに、何かあったら救急車呼ぶんですか、消防にお世話になったらいいんですか。その議論はどないなってるの。

○副委員長（垣内憲一君） 教育部長。

○教育部長（（岡 一行君） 何かあったら消防にだってそういう考えは一切ございません。安全管理に努めて、ちょっと失礼な言い方ですけども、三角コーンとバーで立ち入り禁止の区域にさせてもらってるところが正直あるんですけども、危険なところには、児童生徒には近づかないように入らないようにっていう形はとっています。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） 今の答弁で言うよね、落下したとことか危険なところ、目視できて素人でも危ないよってわかるところはトラロープ、コーンで入るなって言いますが、その部長も課長も技術屋、プロじゃないから、私もわからんけども、屋根じゃない屋上が防水で水入り込んで、水の流動

がどこに入とるかも調査できてないのに、ね、教室のどこが安全ですって技術的根拠を持って言えるんですか。落ちてきて、漏れてきて染みてきたら、どきなさいよっていうふうに言うんですか。

僕言いたいのはそれなんよ。その辺の調査はちゃんとできとんでしょね。お答えください。

○副委員長（垣内憲一君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） その点の調査はすみません、できていません。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） できてない学校通わして授業さしとるんですね。

○副委員長（垣内憲一君） 教育部長。

○教育部長（（岡 一行君） さようでございます。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） これ、ほんだら令和6年度よりこれから調査予定。で、これ何年までになつとんかな。赤い点々が令和12年ぐらいまでで囲んであるっちゃうことは、これから5か年6か年、統廃合には3年で行くって言いながらこんな調査することなんか、数ヶ月、1年でやりなさいよっていう話ですよ。

これ建て替えすのに5、6年かかるっちゃうのはわかるけども、建て替えも踏まえてこの期間で赤枠打つとるんだろうと思いますけども。

危ないところに子供通わすっていうこと自体、教育委員会さんの神経が、私わからへん。

教育長もそうですよ。危ないところに子供たちを行かしとるっていう認識。この屋根の下は安全やから、授業をしても大丈夫だよっていう技術的根拠を持って、もう小学生低学年じゃないんで。中学生ぐらいになったら生徒に伝えてあげてくださいよ。ここ安全やからって。それがまず一番のちゃうんかな。

その台風のときにどれてくるとか下がどうのこうなので、この学校はもうあかんから

統廃合、廃校何やの議論の前に、順番違うと思うんやけどね。

いかがですか今まで何しとったんよという話はそれはもう、人事で部長変わっとなるから、今の部長はっていう言い方は控えますけどね。

これを今すぐやりなさいよっていうことを言いたいんですよ。

いかがですか。

○副委員長（垣内憲一君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） そのために今年、予算を取らせていただきまして、調査は入っています。

技術屋も配属してもらいましたんで、可能な限り早くそういった形で取り組んでいきます。

以上です。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） 最短でその答えはいつ出るんですか。それまで子供にはどう伝えるんですか、先生も込みで。

○副委員長（垣内憲一君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） 最短では本年度内に出る予定なんですけど、その見通しっていうのが、中間で上がってきたら、学校長含めて議論する形になると思います。

以上です。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） ここからタラレバの話です。

何とか数年持つさかいにこれで学校運営行ってくれっていうふうに神頼みすると思うんですけども、これがもし、マイナスな診断結果が出た場合、今の中学校の生徒、子供たちと先生方の空間っていうのはどうやって守ってあげるつもりなんですか。2通りの考え方を持って調査せなあかんのちゃいます。

いかがですか。

○副委員長（垣内憲一君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） それは出てきません。例えば建物の中で、いけたらいいけど危ないところとそうじゃないところが出てくると思いますんで。状況によりましたら、

教室スペースの構内の移動といいますか、そういったことは考えていかなあかんと思います。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） だったらそれを校長会、高野口中学校、教員、保護者、子供たちに、それは伝わってるんですか。もしあかん場合っていうのは、

○副委員長（垣内憲一君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） その話はまだ伝えられていません。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） 僕は伝えた方がいいと思うんで、これ一般論じゃないんでこの辺でいいですけど、所管事務調査なんです。やっぱり知らんといきなり落下物落ちてくるって怖いですよ。落ちるかもしれへんって、もう大分やっぱ皆知ってると思う。所管事務調査される前に、適正規模適正配置する前に、もっとわかつとったところ、手順で安心安全を担保してあげてから、次のステップいかんと、人足りてないんですよ。いい加減にしましょう。高野口ちゃんと調べて助けてあげてください、尽力してください。

次聞くんですけど、境原小学校ですね、令和1年、平成31年が令和1年で5か年何も書いてないんですけど、これ僕の記憶が間違つとったらすみませんけど、壁か何か工事しませんでした。

なんか境原工事しませんでしたか、ちょっと勉強さしてください。間違ってたらすみません。

○副委員長（垣内憲一君） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君） 境原小学校なんですけども、令和2年に体育館の外壁を改修しております。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） これ、なぜ書かないの。教えてください。

○副委員長（垣内憲一君） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君） ちょっとそこについてはちょっと記載が漏れておりまして申し訳ございません。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） 後日書いて再度提出してください。

そっから聞くんですけど、これ適正規模適正配置の係ができたのはいつなのかちょっときっちり覚えてないですけどね。

令和2年3年とコロナの真っ最中やって苦しんどったときだと思うんですけど。

外壁をやって、ほんで、立ち退けですか。何かおかしくないですか。予算を投じて、適正規模適正配置の、何年かに一度、5年10年に一度ね、諮問機関に投げて、第1期第2期って答申作っていくって、その教育委員会の怠慢の裏付けた根拠づくりにしか僕聞こえないんですね。

ここ工事しとくっちゃうことは数年先も持たすであろうって、壁とか防水とかちゃんと仕上げて、小峰台の地域住民の避難所として、きっちりしていくために体育館を補強とかそういう防水とか、外壁工事しとるわけ、予算を投じとるわけでしょ。確か私らも大きいお金なんで議決しとる記憶がありますわ。

ほんで、その後からどうのこうのっちゃうけど、微妙なタイミングちゃいます、これ。令和2年ぐらいにやっとなやったら、あそこの後ろで近いところが危ないってわかったのが2年とか3年とかそんな話しちゃいました。うまいことなってますね。

答えてください。

○副委員長（垣内憲一君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） 確かに、令和3年度、危険区域のところを市民にお知らせしてるんですけど、この時期とかぶるんですけど、もう、ほんで今から本当に過去のこと言うんですけども、もうその時は取り組めてなかった、もうそこをもうご質問いただけたら、正直もう今現実できてないんで。もう、取り組めていませんでした。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） この辺がね、まだ言いたいことあるんです。清水の件もあるし、いっぱいある、所管事務調査やから。

僕言いたいことは、やっぱり議会の議決を伴って、市民のまちづくりをしていこう、子供たちの環境を整えようって、文教厚生委員会、校長会、この辺と手つないで橋本市の若者を作っていこう、良いようにしていこうっていう、スクラム組まなあかん状態で、忘れとったとはいえ、ここに記載漏れであったりとか、過去のことも整理できてないとか、これでどうやって信頼関係作っていくんですが。あなた方走っとるだけちゃうんですか。

答申投げて意見もらって教育委員会議でもむって言うけど、その教育委員会議も傍聴できるんでしょうけど、私からしたらブラックボックスにしか思わない。

教育委員さん素晴らしい方やからまともな意見出してる人もいらっしやると思う。傍聴にも来てくれとったし。

何か決定ありきで動いてるさかいにこの辺の矛盾が出てくると違うのって言うんですよ。

だから所管事務調査なんで、そこの答弁は結構ですけど、また議場でやりますけど、この辺ちゃんと整理して、過去の整理をしてハード臨んでいかないと、未来に対して整合性と責任取れれへん形をあなた方は、オーバーワークして、200時間の時間外してやっていくんですよっていうことを整理しないと、このハードで、自分の立ち位置を確認しないと、仕事のしがいないでしょう。技術屋さんも入れて、そこが技術屋さんの技術を持て余すことを数年後にするんですよ。

その辺をきちんとね、この所管事務を通して、未来に対しての計画、30年後40年後なんか、今どうでもいいんですよ、言葉悪いけど。誤解を恐れず言えば、近々の話の整理と、立ち位置の整理をしないと、統廃合とかに時間、尽力しとる場合違うでしょって。

統廃合やそういうのは、民主主義が働いたらいいんです僕は。

でもここは民主主義じゃなくて、安心安全の1番地1丁目の整理できてない人の計

画って、本気度っていうかその血通ってないから説明しても響けへんのですよ。

ここの整理についてもう1回やり直していただきたいんですけど。まだ記載漏れあると思うよ、僕の中では。

これもう1個言いたいのが、これに対しての淡々と、国土強靱化計画、長寿命化はエンドレスで何かしら補助金あると思います。

ハードやったら市の財政がって、岡先輩議員の1%の余裕ってやつに関連すると思うんですけど、職員さんのやっぱりスクラップを作るっていうのも大事な傍ら、計画がちゃんとなつてなかったら、あなた方は、何を目標に、何を夢見て仕事してるんですか、ってなってしまうですよ。

○委員（辻本 勉君） 委員長もうそれぐらいにしとこらよ。

○委員長（堀内和久君）

だから、きちんとやっぱり所管事務調査に資料はちゃんと、真摯に対応していただきたい。僕これ見たときにね、これ記載漏れあるって何個がすぐ見つけたんですよ。偶然なんかなと思って。

辻本先生に免じて今日はもうこれで結構です。答弁も結構です。

言い過ぎたとは失礼しました。お詫びしますが、やはり提出の書類っちゅうのは、きちんと書いてください。また提出願います。失礼しました。

ほかに。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君） 1点教えていただきたいんですけども、最後のこの状況、進捗状況の一覧表の中で、外壁工事っていうか、外壁っていう記載があるところがあるんですけども、これは、長寿命化イメージのこの長寿命化とあと大規模改造っていうやつと、別の何か枠組みなんのでしょうか。それとも、大規模改造のところに、外装内装の改修っていう項目があるので、この外壁工事って書いてあるところは、大規模改造にあたるものになるんでしょうか。

○委員長（堀内和久君） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君） 資料に記載しております外壁の部分につきましては、防災機能強化の取り組みの中で、外壁を改修したものになります。なので、また別のメニューになります。

○委員長（堀内和久君） ほかにありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君） 少し1点だけ。先ほどの高野口中学校の件で、今年入学した保護者の方が子供と一緒に学校行ったときに、びっくりしたと言っていました。

壁がひどいし、水漏りはあるし、これすぐ直せるところをなぜしないのかなって言われましたんでね、くれぐれもこれ言うて欲しいと言われました。

だからその辺がね、費用もかかって期間もかかるような大きな大規模な工事はあるでしょうけども、すぐやれることね、体育館のカーテンぼろぼろとかね、おっしゃってましたよ。

すぐやれることをなぜできないのかなあということはどうも私疑問なんです。そっから手つけてね、やれることから始めていって欲しいなとすごく思いますので、もう意見になりますけどね。もうくれぐれもそれをね、言うて欲しいと何回もその方が言われたんですよ。

よろしくお願いします。

○委員長（堀内和久君） 答弁いいですか。

ほかにございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君） これもう意見なんですけど、大分先の話なんですけどこれ隅田小学校とか、応其小学校って令和33年あたりから改築っていうふうになってるんですけども、これ、同じ場所に建てるイメージをされてるのか、何か違う用地がどっかにあって、今行ってる子は、そこの学校行ってその間に違うところで建てて、新しく校舎ができると、そっちに行ってもらいたいイメージなのか。要は、特に隅田中学なんか、令和39年に80年迎えて、40年に改築ってなって建て直して話

だと思うんですけど、これ同じ場所を想定されてるんでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）ちょっとかなり先の話になりますので、ちょっと想定の話になってしまうかもしれないんですけども、基本的にはその同じ場所っていうのになっていくのかな。その時点の判断になるかと思います。

例えばグラウンドにプレハブを建てるとか、そういった形でやっていくことになるかとまだその用地とかどこというような検討ではまだできてませんので、今のところでは同じ場所っていうのを想定することになるかと思います。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）大分先の話なのであれなんですけど、せっかく小学校なんかで言えば、適正規模適正配置で、今ある小学校がなくなって、統廃合されるわけで、用地的に言うたら残ってるわけですよ。

ここはどう使うかって話はあるんですけども、考え方によっては、すでに用地がある、適地がある場所なので、その40年後には、こちらの方に新校舎を建てて、こちらの方に皆さん通っていただきますよみたいな形でですね、40年、80年おきに場所が変わるかもしれないんですけども、そういった使い方っていうんですかね、計画的にやっぱやっていただかないと。

同じところでグラウンドを潰してそこに校舎を建てて、校舎のどこ駐車場にするみたいなグラウンドにするっていう考え方も当然あるんですけども、教育が止まる可能性もあるのでね、そうなる。そういったことも加味しながらですね、今決めていただくと、後の人がすごく楽になる話になるので、そういうことも踏まえながらですね、今後の計画に反映させていただければなと思います。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

暫時休憩いたします。

（午前11時10分休憩）

（午前11時13分再開）

○委員長（堀内和久君）再開いたします。

ほかに何かご意見ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君）先ほどの一覧表ですね、こちらの方の記載漏れと、あとこの平成31年からになってるんですけど、もうちょっと、手前っていうんですかね。どれぐらいですかね、5か年ぐらい手前、平成26年ぐらいからの記載のもので、資料の方を再度確認をして、また提出していただきたいという話と、質疑の延長ですね。特に私が気になったちょっと高野口中学校やっぱり今後どうするのかっていうのは早急にちょっと聞きたいところでもあります。市民さんの声も私も正直聞くとこでございまして、ここについてはまだ9月議会等々でお伺いさせていただきたいと思っておりますので継続審議していただきたいと思っております。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ただ今、岡本委員から本所管事務調査を継続調査とすることを求める旨の発言がありました。

お諮りいたします。

市立小中学校の長寿命化改良事業の進捗状況等については継続調査とし、その調査期間を調査終了までとすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）。ご異議なしと認めます。

よって、本件は継続調査とし、その調査期間を調査終了までとすることに決しました。

委員長より申し上げます。

市立小中学校の長寿命化改良事業の進捗状況等についての所管事務調査は、継続調査とすることが可決されましたので、本委員会において、会議規則第111条の規程に基

づき、本件について閉会中の継続調査の申し出を行うことといたします。
